

報道関係者 各位

令和4年2月7日

## 令和4年度広島支部の健康保険料率が **10.09%** に決定

～令和3年度より**0.05pt**引上げ～

- 今般、広島県民の4割弱が加入する協会けんぽ広島支部の令和4年度の健康保険料率が、**10.09%**に決定いたしました。令和3年度の10.04%から0.05pt引上げとなります。

また、全国一律の令和4年度の介護保険料率（40歳～64歳の方（介護保険第2号被保険者）が対象）は**1.64%**に決定し、令和3年度の1.80%から0.16pt引下げとなります。

なお、変更後の保険料率の適用時期は、健康保険料、介護保険料ともに令和4年3月分（令和4年4月納付分）からとなります。賞与については、3月1日以降の支給分から適用されます。

### 健康保険料率

給与・賞与の **10.04%**  
令和4年2月分(3月納付分)まで

+0.05 pt

給与・賞与の **10.09%**  
令和4年3月分(4月納付分)から

### 介護保険料率

給与・賞与の **1.80%**  
令和4年2月分(3月納付分)まで

-0.16 pt

給与・賞与の **1.64%**  
令和4年3月分(4月納付分)から

### 保険料納付額への影響

例)標準報酬月額が30万円の場合(1か月あたりの増減額)

健康保険料 300,000円 × 0.05% = 150円 **↑** (労使折半で 75円の負担増)

介護保険料 300,000円 × 0.16% = 480円 **↓** (労使折半で240円の負担減)

- 協会けんぽの全国平均の健康保険料率は、中長期的な観点での設定により10.00%に据え置きとなっております。

都道府県支部ごとに健康保険料率が異なるのは、地域の医療費水準に基づいて算出されるためです。広島支部の健康保険料率の引上げの主な要因は、広島支部の1人当たり医療給付費が、全国平均の1人当たり医療給付費を上回ったためです。

- 協会けんぽの財政状況は、依然として、医療給付費（支出）の伸びが賃金（収入）の伸びを上回る赤字構造であることに加え、高齢者医療への拠出金が今後も増大することも踏まえると、楽観視できない状況です。

広島支部においては、保険料率の上昇を抑制できるように、引き続き、加入者の皆さまの健康度向上や医療費適正化に向けた取組を強化してまいります。

### 【協会けんぽについて】

中小企業等（約245万社）で働く従業員やそのご家族（約4,036万人）が加入している日本最大の医療保険を運営する公法人です。

- ・ 加入事業所数（広島支部）： 56,828 事業所（令和3年10月時点）
- ・ 加入者数（同上）： 1,086,456 人（令和3年10月時点）

### ＜本件に関するお問い合わせ＞

全国健康保険協会広島支部  
企画総務グループ  
担当：松本・築山  
TEL 082-568-1014